

議案第33号

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年逗子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の利率は、年3パーセントを上限として市長が規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条に規定する違約金を包含するものとする。

第14条中「年賦償還又は半年賦償還とする」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする」に改める。

第16条を削る。

第17条中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改め、同条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条、第14条及び第16

条の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)による災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)等の一部改正により、災害援護資金の貸付利率等について定める要あるため提案する。